

午前10時00分 開 議

○委員長（薄田 智君） おはようございます。ただいまより決算審査特別委員会を再開します。昨日どおり皆さんの活発な審議をよろしく願いいたします。

現在の出席委員は16名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は、認定第2号から第11号まで、計10件の特別会計の審査を行います。

また、審査の進め方については、歳出、歳入の順に説明をいただき、1会計ごとに審査を行います。

なお、採決及び意見の聴取についても議案ごとに行います。

それでは、認定第2号 平成25年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） おはようございます。それでは、237ページから299ページにわたります認定第2号 平成25年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

歳入の合計収入済額は36億7,248万6,441円、歳出の合計支出済額は35億1,795万6,876円となり、歳入歳出差し引き1億5,452万9,565円は平成26年度へ繰り越すものでございます。

ちなみに、平成26年3月末の被保険者数は7,979人で、対前年同月末との比較で270人、3.3%の減となっております。

それでは、個々の内容について歳出から説明申し上げます。272ページをお願いいたします。第1款総務費につきましては、職員の人件費及び電算処理システム委託料等国保事務に係る経常経費のほか、国保連合会の負担金、国保税の賦課徴収に要する経費、次ページにわたります国保運営協議会委員報酬等が主なものでございます。

次に、276ページ、第2款保険給付費につきましては、療養諸費、高額療養費のほか、278ページの出産育児一時金及び葬祭費でございまして、保険給付費総額の対前年度比較では3,500万円程度、1.5%増加しております。なお、1人当たりの医療費は35万1,624円で、前年度と比較して5.4%の増となっており、給付費ベースでは1人当たりの保険給付費が28万6,687円で、対前年度比5.1%の増加となっております。

続きまして、280ページ、第3款後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度に係る医療費の約4割を現役若年世代の被保険者が負担するための支援金及び事務費拠出金でございます。

次に、282ページ、第4款前期高齢者納付金は、65歳から74歳の方を対象とした健康保険組合等の被用者保険と国民健康保険の制度間で医療費負担を調整するための制度で、事務費等の拠出金でございます。

次に、284ページ、第5款老人保健拠出金につきましては、平成19年度までの老人保健制度による医療費の過誤調整、再審査等の精算を行ったもので、事務費を拠出したものでございます。

次に、286ページ、第6款介護納付金につきましては、介護保険第2号被保険者が納付する介護分の保険税を社会保険診療報酬支払基金に支出したものであり、平成26年3月末の第2号被保険者数は3,014人となっております。

次に、288ページ、第7款共同事業拠出金の1項1目高額医療費共同事業拠出金は、1カ月80万円を超える高額な医療費が発生した場合の国保財政の急激な影響緩和を図るため、全ての市町村国保から応分の拠出によって共同事業とするものでございまして、県単位で当該費用の負担を調整し、国及び県も市町村の拠出金に対して4分の1ずつ負担するものでございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、県内の市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、1人1カ月30万円を超える医療費について、市町村国保の拠出金で当該医療費の負担を共有する共同事業でございます。

続きまして、290ページ、第8款保健事業費につきましては、1項1目保健衛生普及費でレセプト点検員の人件費、食生活改善等の健康づくりに関する経費及びジェネリック医薬品の差額通知書作成経費、2目疾病予防費では人間ドック等の助成金が主なものでございます。

なお、ジェネリック医薬品の差額通知による医療費の削減効果につきましては、前年度と比較いたしまして金額ベースで9.1%から10.7%と、1.6%ほど増加しております。

また、人間ドックの受診者は基本健診987人で、受診率は14.9%となっており、脳ドック7人、胸部、腹部CT検査は287人の受診となっております。

2項1目の特定健康診査等事業費につきましては、医療保険者に生活習慣病に関する健診と保健指導が義務化されて以来の40歳から74歳の被保険者、被扶養者を対象にした健康診査等の経費でありまして、25年度は特定健診対象者5,832人に対し、受診者は2,648人で、受診率は45.4%であり、特定保健指導の対象者は353人に対して終了者は94人、終了率は26.6%となっております。

次に、292ページ、第9款基金積立金につきましては、保険給付準備基金積立金となっております。

294ページ、第10款公債費、1項1目利子は、一時借入れを行った場合の利子でございますが、25年度は借入れを行っておりませんので、支出はございませんでした。

次に、296ページ、第11款諸支出金は、国保資格喪失による過年度分の国保税の還付金、療養給付費等に係る負担金精算による国庫支出金等過年度分返還金及び一般会計からの繰入金についても、前年度精算分として繰り出したしております。

298ページ、第12款予備費につきましては、25年度支出はございませんでした。

次に、歳入について説明申し上げます。お戻りをいただきまして、246ページをお願いいたします。第1款国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付

金分の現年課税分、滞納繰越分をそれぞれ収入決算したもので、対前年度比較で3,203万3,720円、4.2%程度の収入増加となっております。ちなみに、軽減後の1人当たり賦課額では医療費と支援金分の合計で8万934円と、対前年度比較で4,316円の増加、介護分で2万4,644円、対前年度比で1,794円の増加となっております。なお、徴収率は現年分が96.17%で、対前年度比較で0.84%の増、滞納繰越分が24.75%で、対前年度比較1.42%の増となっております。

次に、248ページ、第2款分担金及び負担金につきましては、特定健康診査に係る自己負担金でございます。

250ページ、第3款は督促手数料等でございます。

続きまして、252ページ、第4款国庫支出金につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の負担金及び高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び財政調整交付金等の補助金が主なものでございます。

次に、254ページ、第5款療養給付費等交付金につきましては、退職者被保険者の医療費について被用者保険が市町村国保に拠出金を負担するものでございまして、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に、256ページ、第6款前期高齢者交付金は、65歳から74歳の方を対象とした被用者保険等の保険と国民健康保険間の医療費負担を調整する制度で、前期高齢者の加入人数の多い国民健康保険の財政支援を若年者の加入の多い健康保険組合などが前期高齢者納付金として負担するものでございまして、保険者間で医療費負担の不均衡の調整を行うための交付金でございます。

258ページ、第7款県支出金は、高額医療費共同事業、特定健康診査等に係る県の負担金及び財政調整交付金であります。

次に、260ページ、第8款共同事業交付金につきましては、市町村からの拠出金、国及び県からの負担金を財源として、交付基準額を超える部分が生じている当市を含む市町村に対して、国保連合会から交付がなされたものでございます。

262ページ、第9款財産収入につきましては、保険給付準備基金の利子でございます。

次に、264ページ、第10款繰入金につきましては、1目一般会計繰入金で保険基盤安定制度として低所得者の多い保険者支援のための保険税を保険税の軽減分に対する公費補填、国保事務の執行に要する経費、出産育児一時金並びに国保財政の健全化、国保税負担の平準化のための国保財政安定化支援事業として、一般会計からの繰り入れを行ったものでございます。

次に、266ページ、第11款の繰越金は前年度の精算確定に基づく繰越金であり、268ページ、第12款の諸収入につきましては、国保税の延滞金、交通事故などの第三者行為による損害賠償金が主な内容となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明がありました認定第2号について質疑を行います。

す。ご質疑願います。

坂上委員。

○委員（坂上清一君） 276ページの高額医療費について伺います。

決算額で2億五千三百何がしになっていますが、主な高額医療の中身はどういうものがあるのでしょうか。

また、初めてでわからないので、ここ二、三年の決算の推移はどういうものがあるか、どうなっていますか、伺います。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） お答えいたします。

高額医療、一言でどういったものがあるかというのはなかなか個々の病気によりますので、一概に言えない部分がございますが、近年とみに増えてきているといたしましょうか、顕著になりつつあるのは、いわゆる昔からの言葉でいうと難病というような、1件当たり2,000万円を超えるようなまさに超高額医療費が胎内市においても生じつつあるというふうに捉えてございます。

それで、ここ何年間かの推移ということでございますが、やはり高額医療費は一般の医療費と同様増加の傾向にございます。パーセンテージでいうと、ここ5年間ぐらいで10%を超えるような伸びとなっております。

以上でございます。

○委員長（薄田 智君） 渡辺秀敏委員。

○委員（渡辺秀敏君） 278、279ページ、一番下の葬祭費とあるのですけれども、これについてちょっと教えていただきたいのですけれども。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） お待たせをいたしました。葬祭費につきましては、国保の被保険者の方、その方が死亡お一人について5万円を葬祭費として給付させていただいているものでございまして、ちなみに人数としては50人という実績、数値でございました。

以上です。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 291ページ、疾病予防費でそれぞれ先ほどドックの人数がありましたけれども、これは近年ずっと傾向としては同じかどうか、伺います。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） ドックの受診人数としては、21年度がちなみにということで771件、それが増加の傾向で喜ばしい内容ではございますが、25年度は987人ということで、昨年度に関していいますと基本健診も増え、ドックも増えたというような状況でございます。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 若干増えているということになりますけれども、これドックを受診する方というのはほぼ同じ人が毎年のようにやっているというのが傾向にあると思うのですね。そうすると、結局受けない人は全然受けない、受ける人は毎年受けるということだと思っておりますが、受けない人に対しての対策ということについて25年度何か手当てしたのはありますか。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） 確かに丸山委員の言われるような傾向がどうしても恒常化してしまいがちになりますことから、いろんな機会を捉えて、保健指導であったり、その他の呼びかけをして、何が奏功して増加に結びついているのか我々分析し切れてございませんけれども、特に健康福祉課サイド、元気応援係、その他の係を中心として、あるいは保健推進員の方々が呼びかけを行ってくださって、それで増加しているというふうに認識をいたしております。

○委員長（薄田 智君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） 今の丸山さんと関連するのですが、この給付費が国の関係では二、三%ということで意見書に載っているのだけれども、胎内市の場合2年連続で5%を超えたというふうな展開なのだけれども、これ脳ドックと申しますか、最近生活習慣病というか、私もそっちのほうでちょっといろいろお世話になったりしているのだけれども、脳ドックこれ7人、25年。というのは、まだまだというか、それとも24年から25年比較すると大体平均でこんなものなのかなという感じはするのだけれども、どうなのでしょう、傾向として。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） 実数でまずはお答えを申し上げたいと思うのですが、22年度が6名、23年度も6名、24年度だけはちょっと10名を超えるといったところで、ほぼ変わらない値になっているかなと。国保の被保険者だけではなく、脳ドックが一般的にやはり高額でございますので、それでなかなか伸びないという実態もあるのかなと、そのように捉えている現状でございます。

以上です。

○委員長（薄田 智君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） としますと、本当に2年連続倍になっているのだね、2%から3%は想定されていると、国の見方からして。胎内市はその倍になっているわけですね。あえて、ではこの伸びは財政的にも影響してきているというふうな見解なのだけれども、胎内市というのはそれを今後どのように……いろいろ市報等でこれは予防というものに対しては結構奨励しているのだけれども、実際中身が伴ってきていないという面においては、決算でも言ってもいいよね。今後どういうふうな考え方でこの予防という面で所管の課長さんとしては考えておられるのか、お聞かせ願います。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） まず、渡辺委員のご指摘にありました給付費の伸び、これについてどのように捉えるか、確かに高齢化の進展が著しい昨今でございますので、なかなか現状を維持した中において給付費を抑えていくということが非常に難しい、こういう現状にあると思っております。それで、予防ということにつきましては、まずは先ほどもちょっと触れましたドックではないんですが、健康診査等の受診率が45%に満たない状況が続いている中で、25年度45%というものをクリアして、それはやはり拡充を図っていかねばいけないというふうに捉えております。

あともう一点、極めて大事な部分かと思うのですが、やはり生活習慣病ということで、栄養等もさることながら運動習慣をもう少し市民の皆様の中に浸透し、高めていくということが極めて大切になってこようかなと、それは、生活習慣病を予防し、それから議会の本会議等でも答弁させていただいたことがあるかもしれませんが、運動機能障害、ロコモティブシンドローム等を回避するというような効果も期待できますので、地道な取り組みではありますが、そのあたりを意を用いて、市民生活課だけではございませんが、先ほども申し上げた健康福祉課等連携を図りながら進めていくことが極めて大事なかなと、そのように思っております。

あと、細かな部分では、厚生環境常任委員会で答弁申し上げましたけれども、やはりジェネリック医薬品の推奨であるとか、そういったところにも意を用いていきたいと考える次第でございます。

以上です。

○委員長（薄田 智君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 今のまた続きなのですが、脳ドックの受診者が少ないということでありまして、それは脳ドックは高いからということなのですが、どういうルールかわからないので教えていただきたいのですが、脳ドックを受ける人を増やすために補助率を増やすことは胎内市の裁量でできないのでしょうか。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） 決してできないことはないと思いますので、それは全体の中で検討させていただきたいなと率直に思います。すなわち、病気の種類といったものは極めて多岐にわたっている現状でございますので、まず基本健診等をできるだけ広く受けていただく。それから、確かに脳疾患、あるいは各種がん、心臓疾患、死に至る危険性の高いものをどういうふうに予防につなげるべく検診等拡充できるのか、それに対してどういう支援をしたらより効果が上がっていくのか。脳ドックだけを捉えてということではなくて、総合的に検討をし、必要な支援、有効な支援については考慮させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（薄田 智君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） できるものなら、ぜひ検討したほうが私はいいと思います。私も割と最近脳のMRIを撮ることになりまして、その際に脳ドックよりは常日ごろの気になる症状の中で受けたほうが圧倒的に安いという事実がありまして、そっちを選択させていただきましたが、そういうのがなくても家族に脳ドック受けたほうがいいとずっと言われておりましたけれども、脳ドックが医療行為とさほど変わらない程度のもので受けられるのであれば、そっちを私は受けていたというふうに思いますので、ぜひとも脳ドックの受診率をもし上げるのであれば補助率を上げるのをぜひ検討していただきたいと思います。

あと、国保の会計の、監査の意見書を見ればわかるのですけれども、若年層が少なく、それは日本の全体の構造なのですけれども、しかも高齢化が進んで高度な医療が進んだおかげでこうなっているということを考えると、これはどうしようもない。根本的な問題なので、ただこういう状況にあっても会計が非常に健全でうまくいっているという市町村というのは、全国にあるのでしょうか。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） 大きく2点ほどご質問を頂戴いたしましたので、まず脳ドックについては先ほど申し上げたところと重複するかもしれませんが、全体の中で考えてまいりたいと。そこも脳ドックには限らないのですけれども、例えば毎年毎年の補助、支援というものもあるかもしれませんが、例えば予防接種などに見られるような5年に1度とかですね、例えばでございますが、そういった折衷的な考え方の中で支援をするという方法論もあろうかというふうに思いますので、いずれにしても検討課題にさせていただきたいと思います。

それから、2点目の高齢化の進展、高度医療化、そして国保財政の逼迫というような状況、これはやはり都市部よりも地方の自治体が高齢化の進展が著しいという状況でございますので、必然的に地方の小都市が厳しくなっているといったところはございます。そういった中で、現状の中で我々が情報として捉えている部分で、全国的に非常に安定して憂いのない健全経営がなされているという自治体はほとんど皆無に近い、そういうふうに申し上げられると思います。それがゆえに、ここも委員会等で申し上げました保険者を市町村から県に移管しなければいけないという背景にある。

胎内市はどうかというふうに申し上げますと、ここも今回の補正予算で提案させていただいたとおり、基金を取り崩さないで運営できれば一番望ましいのですが、基金を取り崩しながら何とか運営していくという、そういった段階に入ってきていることは否めない。しかし、これまでどうにか一般会計からの繰り入れ、法定外繰り入れというものを極めて抑えて実施できていることは、まあまあ厳しい中にも健全さを保ちながら運営できていると、こういう認識でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（薄田 智君） 渡辺秀敏委員。

○委員（渡辺秀敏君） またちょっと関連してなのですけれども、脳ドックに限らず一般のドックも全て含めてなのですが、受診機関の数はどれぐらい、決まっているのでしょうか。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） 限られた医療機関といいたいでしょうか、受診機関ということでございまして、よく皆様になじみの深いところでは下越総合健康開発センターでありますとか坂町病院でありますとか、そういったところが主立ったところでございまして、9カ所検診できるという体制でございます。

以上です。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 291ページのジェネリック医薬品差額通知とありますけれども、私も医者仲間になってしまって、治療にだいぶかかっているものですが、当初行ったある医院ではジェネリック製品はあるとかないとか言わないで、そのまま高い薬を、治療費より高いのもあるのですよね。それで、市としてはなるべくジェネリックで対応するよというような病院に指導というか、何かそういうあれはあるのですか。とにかく治療費が高額なものだから、ジェネリックだと安いからあれなのですから、そういった病院、薬局等へ指導とか、そういうのあるのでしょうか。年寄りの方は、言われるままにその薬、高い薬、ジェネリックでお願いしますとか言えないで、そのまま高いものを買わせられる方が多いものだから、そういう指導とか何かやっていますか。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） お答えいたします。

委員の言われるように、ジェネリック薬品を使う動機づけといいたいでしょうか、そういうものが成熟してこないとなかなか普及に至らないという、そういう部分については認識をしてございまして、医療機関と薬局ではちょっと趣が異なるのですけれども、つまり薬局は基本的には主治医の指示に基づいて出すということですから、薬局にどんなに働きかけしてもあまり効果も残念なならないと。しかし、医療機関に対して、先生方は言わずもがなで認識をしてくださっている先生もおりますし、そうでない場合いろんな委員会等でぜひそれは国保の審議会等にも先生方にも入っていただいておりますので、100%理解がなされているということまでは至っていないかもしれませんが、いろんな場面を通じて、機会を捉えて先生方にもお願いをしているということでございます。

なお、被保険者の方々にこの部分をよくよく知っていただくために、ジェネリックの推奨通知というものを昨年度4,500通のはがきといいたいでしょうか、そういう通知でこういったジェネリックを使えばお安くできますというような周知も図らせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 社会保険、私会社のですけれども、こういうのもあるのですけれども、市でもこういうのを発行して、お年寄りしゃべれない方、口回らないような方もいるものだから、こういうのを発行して、受付にこういうのをお願いしますということであれば、効果もてきめんだかもしれないけれども、こういうカードを発行するあれありませんか。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） 実は国保においても配付はさせていただいているのですけれども、それをどれだけ使ってくださるかというところが大きな課題になってございまして、しかしせっかく配付したものができるだけ多くの方に使っていただくということが大切でございまして、我々は配付したカードがどのぐらい利用いただいているかという率を今後上昇させていくことを一つの課題にさせていただきたいと、かように考えます。よろしく願いいたします。

○委員長（薄田 智君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） ジェネリックの話でいえば、世の中にジェネリックというのがだんだん知れ渡って、私もかかりつけの先生に言ったことがあるのですが、その先生がジェネリックの後発のやつが私はどうもまだ信用できないのでと言われればもう、先生が書いた処方ではか薬局は出さないの、薬局に言うといってもあまり効果はないのではないかと思います。

質問なのですけれども、去年国保税の徴収不足の事案がありましたよね。また改めて説明しながら納めてもらったということなのですけれども、その後再発防止のためにどういうことを具体的に計画しているのか。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） お答えをいたします。

徴収不足というか、それは基本的に賦課誤りという、そういった事案でございました。賦課誤りはなぜ生じたのかというと、いわゆる電算のシステムにおいて本来生じないふぐあいがあったというのが否めない事実でございました。私どもといたしましては、そのときの経験も糧として今後もシステムはシステムとして、プログラムはプログラムとして担当者のチェック、そういったものを徹底を図りながら、間違いのないように適正に課税され徴収されている道筋を今後も整えてまいり、それに尽きようかと考えております。

以上でございます。

○委員長（薄田 智君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質問ないので、以上で認定第2号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第2号 平成25年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第2号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第3号 平成25年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） それでは、301ページから326ページにわたります認定第3号 平成25年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

歳入合計収入済額は2億5,160万7,592円、歳出合計支出済額は2億5,034万504円となり、歳入歳出差し引き126万7,088円を平成26年度へ繰り越すものでございます。平成26年3月末の胎内市の被保険者数は5,056人となっております。なお、1人当たりの保険給付費は65万8,656円で、対前年度比較で3.5%の増加となっております。1人当たりの医療費では71万9,965円、対前年度比較で3.3%の増加となっております。

それでは、個々の内容について歳出から説明いたします。初めに、318ページ、第1款総務費につきましても、被保険者証の交付、各種届け出、申請の受け付け、広報や保険料の徴収などの事務を行うための経費でございます。

次に、320ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましても、市で徴収した保険料及び低所得者の保険料軽減措置に対する保険基盤安定繰入金を合わせて当市の負担分として広域連合に納付するものでございます。

322ページ、第3款諸支出金では、保険料の還付、一般会計からの前年度繰入金の精算による返還金となっております。

324ページ、第4款予備費につきましても、25年度の支出はございませんでした。

続きまして、歳入について説明いたします。お戻りをいただきまして、310ページをお願いいたします。第1款保険料につきましても、収入済額の対前年度比較で341万4,000円、1.9%の増加となっております。1人当たりの賦課額では3万4,724円で、県平均よりも8,086円低く、現年度分の収納率は99.54%となっております。

310ページ、第2款は普通徴収保険料の督促手数料でございます。

次に、312ページ、第3款繰入金につきましては、低所得者等に係る保険料軽減分の公費補填や後期高齢者医療事務の執行に要する経費として、一般会計からの繰り入れを行ったものでございます。

314ページ、第4款は前年度の繰越金でございます。

最後に、316ページ、第5款諸収入は、保険料の延滞金や広域連合からの保険料還付金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第3号について質疑を行います。ご質疑願います。

森田委員。

○委員（森田幸衛君） 309ページに不納欠損額が16万7,300円、少額なのですけれども、あります。それで、督促を出す督促手数料がその次に2万幾ら、少額なのですが、あります。そしてまた、後のほうで延滞金の収入があるということなのですけれども、要は普通徴収の人と天引きの人はどのぐらいの割合でいるのかということなのか、普通の人とどれぐらいの人がいるのか。特別と普通の人の人口割合というか、もしわかったら教えていただきたいと思います。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） お答えをいたします。

特別徴収……その前段で、被保険者数が5,081人ということでございますが、特別徴収が4,294人……

[何事か呼ぶ者あり]

○市民生活課長（井畑明彦君） 7月現在、申しわけございません。若干ずれがあるのは月の違いでございますので、大筋で特別徴収がこの7月時点のデータで申し上げますと、5,081人のうち特別徴収が4,294人、パーセンテージで84.5%、普通徴収が787人、15.5%という割合でございます。

○委員長（薄田 智君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） その普通徴収の人が全て特別徴収になれば、ここの会計処理要らなくなりますよね。要るのでしょうか。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） お答えいたします。

例えば特別徴収、年金からの特別徴収である。年金の受給金額が一定額に達していない方でありますとか、それからほかの税目等で滞納があった方でありますとか、もちろん全て特別徴収であれば一番簡便に徴収できるわけですけれども、そういうふうに取り扱えない方々が現実にはいらっしゃると思います。したがって、今の率、これがどんなふうに変っていくのかは一概には言えませんけれども、もちろん特別徴収していただける方についてはそれを推奨し、それを現実にや

っている現状でございますので、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（薄田 智君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑がないようなので、以上で認定第3号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第3号 平成25年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議がないので、これより採決いたします。

認定第3号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第4号 平成25年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） それでは、327ページから374ページにわたります認定第4号 平成25年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

歳入の合計収入済額は30億3,445万6,787円、歳出の合計支出済額は28億9,613万6,664円となり、歳入歳出差し引き1億3,832万123円は平成26年度へ繰り越すものでございます。

平成25年度末時点の要介護認定者数と受給者数を見ますと、高齢者数9,134人に対して、認定者数が1,721人、認定率は18.8%という状況でございまして、当市の認定者のうちサービス利用実人数は1,421人、受給率では82.6%という数字でございます。ちなみに、参考といたしまして、認定率の県平均は19.3%、全国平均は16.9%となっております。

それでは、歳出から説明申し上げます。初めに、352ページから355ページにわたります第1款総務費につきましては、職員の人件費、第1号被保険者の保険料賦課徴収事務及び介護認定事務に係る経常経費のほか、介護保険運営協議会委員報酬等が主なものでございます。

次に、356ページから359ページにわたります第2款保険給付費につきましては、介護サービス及び介護予防サービスの給付費の各項目別支出でございしますが、保険給付費全体としての対前年度比較では1億5,407万9,057円、5.9%の増加となっております。

360ページ、第3款財政安定化基金拠出金の支出はございませんでした。

次に、362ページから365ページにわたります第4款地域支援事業費、1項1目二次予防事業費につきましては、生活機能が低下している高齢者に対して実施した運動、栄養、口腔機能向上などに係る経費でございます。なお、二次予防対象者の把握のための委託事業は、包括的支援事業の2項1目包括的支援事業費の中の委託料に組み入れて実施いたしております。

また、2目一次予防事業費につきましては、介護予防の普及啓発事業、介護予防リーダーの育成、支援、地域の茶の間サロン活動等、地域介護予防活動支援事業に係る経費でございます。

2項1目包括的支援事業では、4カ所の地域支援センターにおける高齢者の総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的、継続的マネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務などに係る経費でございます。

2目任意事業費では、紙おむつ等給付事業、介護相談員派遣事業、ナイトケア事業などに係る経費でございます。

次に、366ページ、第5款積立金につきましては、積立金の利子を加えて積み立てをいたしましたものでございます。

次に、368ページ、第6款1項1目利子につきましては、25年度において一時借入金がなかったため支出がございませんでした。

次に、370ページ、第7款諸支出金につきましては、過年度分第1号被保険者保険料還付金、保険給付費等に係る保険金精算による国庫支出金等、前年度返還金及び一般会計からの繰入金についても前年度精算分として繰り出したしております。

372ページ、第8款予備費につきましては、25年度において支出がございませんでした。

続きまして、歳入について説明いたします。お戻りをいただきまして、344ページをお願いいたします。第1款保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の現年度分及び滞納繰越分の介護保険料でございます。収入済額の対前年度比較で1,810万4,900円、3.2%の増となっております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（井畑明彦君） 失礼をいたしました。ページが334ページでございます。

また、徴収率は98.5%で、対前年度比較で0.3%の増となっております。

次に、336ページ、第2款使用料及び手数料につきましては、督促手数料及び介護予防教室利用に係る利用者負担でございます。

次に、338ページ、第3款国庫支出金につきましては、法定の負担割合に基づく国の介護給付費負担金及び調整交付金並びに介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に係る地域支援事業交付金でございます。

次に、340ページ、第4款支払基金交付金につきましては、介護給付費及び介護予防事業に係る地域支援事業費に対する交付金で、第2号被保険者の保険料負担割合に基づいた社会保険診療報

酬支払基金からの交付金でございます。

次に、342ページ、第5款県支出金につきましては、法定の負担割合に基づく県の介護給付費負担金及び介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に係る地域支援事業交付金でございます。

344ページ、第6款財産収入は、給付費準備基金の利子等でございます。

次に、346ページ、第7款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で、法定の負担割合に基づいた介護給付費負担金及び介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に係る地域支援事業費負担金並びに職員給与費等、事務費を繰り入れたものでございます。

続いて、348ページ、第8款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

最終ページ、350ページ、第9款諸収入につきましては、保険料延滞金等でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第4号について質疑を行います。ご質疑願います。

森本委員。

○委員（森本将司君） 365ページの紙おむつ給付事業委託料なのですが、利用者数と利用者数のこれまでの推移、できましたら教えてください。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） お答えをいたします。

紙おむつ給付につきましては、年3回、延べ300人ほどの在宅で要介護度3以上の高齢者を介護している方に給付をしております。要支援者、要介護者の増加とともに近年やはり増加傾向にある。ただ、在宅で介護しているという要件がつかますので、さほど急激な伸びにはなっておりません。

以上でございます。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 今の関連ですけれども、これ私創設したものでございまして、年3万円だったかと思えますけれども、それとあと手すりとかそういうのを2万5,000円ばかり年間受けることになっていたはず……

○委員長（薄田 智君） 済みません。どこの内容ですか。

○委員（榎本丈雄君） 今の関連と言いましたでしょう。365ページです。紙おむつ、今の関連だから、直接言ったわけでございます。

そういった手すりとかそういうのはもう削除されたのですか、2万5,000円ばかりあったなと記憶しておりますが。

○委員長（薄田 智君） 井畑健康福祉課長。

○健康福祉課長（井畑明彦君） 紙おむつの内容でございましたので、もしかしたら委員の言われ

るのが住宅改修とかそういうお話をなさっているのかどうか、そうではないのですか。

○委員長（薄田 智君） 榎本さん、もう一回ちょっとわかる内容でお願いします。

○委員（榎本丈雄君） 紙おむつ給付事業、これは合併前黒川で創設したものでありまして、年間3万円までの給付ということで、年3回と、こう分けてありますけれども、またいろいろ変えたのだなと思いますが、あとそのほかに手すり、トイレまで行く、それも2万5,000円、そういうのもあったのだけれども、そういうの削除されたのかなと思って。うちの集落の手すりもその事業を使って集会所の手すり作製したのですが、なくなりましたでしょうか。住宅改修でないのですよね。介護の制度の中で、トイレまで行くの壁伝わって歩くの大変だから……

○委員長（薄田 智君） 榎本委員、わかりました。おむつの事業とは別に住宅改修事業か何かであると思います。その内容でいいのですか。

○委員（榎本丈雄君） いやいや。

〔「書いてあるものしか言えないんだよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） そういう部分の質問というふうに考えていいのですか。そういう部分についてはどこにあるのだという質問に変えさせていただきます。

では、お願いします。井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） お答えをいたします。

紙おむつではないという前提が明確になりましたので、今おっしゃる部分というのは介護給付の中の住宅改修という項目がございますので、それはなくなってもいいし、現在も住宅改修ということで支出もいたしてございます。

○委員長（薄田 智君） どこにあるか、ちょっと教えてください。

○市民生活課長（井畑明彦君） 356ページの中に2款1項5目、居宅介護住宅改修費という項目がございます、そこで支出をいたしてございます。

以上です。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員、よろしいでしょうか。

○委員（榎本丈雄君） はい、わかりました。

○委員長（薄田 智君） 小野委員。

○委員（小野徳重君） ちょっとお尋ねしますけれども、362ページの2目の中で一次予防事業費の中、これ当初予算が480万何がし、補正が同じく400、こうした額が上がっておりますけれども、それで13節の委託料を見ますと、地域介護予防活動費支援事業費委託料というようなことで500何がしが上がっていますけれども、これについては節の委託料については当初予算のときに予定はしていなかったのですか。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） お答えをいたします。

実際にこの地域予防事業につきましては、二次予防事業、一次予防事業、それから包括支援事業、国の定める率に基づいてその枠内で行うといったところ、人件費の算出根拠等において人事異動があって、当初予算で反映されなかった、したがって補正予算で大幅に組み替えをしなければいけなくなったという25年度の事情がございまして、それによって組み替えを行った次第でございます。そういった部分で当初予算で見込み切れなかった要素があったということをご理解賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 365ページの包括的支援事業の最後のところに負担金補助及び交付金で認知症の人と家族の会負担金1万円というのがあるのですが、近年認知症というのは非常に人数、内容的には社会問題になっていると言われていの中で、こういう負担金1万円というのがあるのですが、中身について伺いたいと思います。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） 年に1回こういう方々と会合を行っておりまして、その会議負担金ということで1万円を支出させていただいているものでございます。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 会議の負担金ということは、それはそれでいいのですけれども、年1回こういう会議をやるのはちょっと少ないかなという感じがしますが、目的、あるいは人数的なことまでわかりますか。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） 私の先ほどの答弁が少し明確さを欠いておりました部分をおわび申し上げます。この会議負担金で胎内市の認知症の家族の方ということではなくて、全国にこういう会議がございまして、その全国会議のための負担金ということでご理解賜りたいと思います。以上でございます。

○委員長（薄田 智君） 富樫委員。

○委員（富樫 誠君） ちょっとお伺いしたいのですけれども、かなり国保もそうですけれども、この介護保険給付の伸びがすごく多くなって、これどこでも一緒かなと思うのでありますけれども、介護サービス給付費、356ページに載っておりますけれども、居宅介護、地域密着型、施設介護というふうに分かれているのでありますけれども、どのくらいの比率といいますか、おのおのどのくらいそのサービスを受けておられるかというのはつかんでおりますか。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） お答えをいたします。

まず、項目ごとの内容ではなくて、全体で先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、要介護、要支援認定者が約1,700人いらっしゃる中で、82.6%の受給率で1,400人ぐらいの方

々が認定されてその中でサービス受給をされているというまず内容でございます。そして、富樫委員お尋ねのサービスの中で大きく3つの項目で、在宅サービスなのか、あるいは施設サービスなのか、あるいはほとんどが在宅に近いのですけれども、地域密着型のサービスなのかという率で捉えて25年度を申し上げますと、在宅のサービスの方の率が53.4%、それから地域密着の方が10.3%、施設の方が21.6%という内容でございます。それで、5年前ほどからの推移を見ますと、ごく概略的に申し上げまして、率として増えているのが在宅のサービスの方々、それから地域密着の方々、それは我々が介護保険計画の中でも定めておりますように、住みなれた地域で安心して暮らせるということに符合して推移してきているかなというふうな認識をいたしております。今後もそういった方向づけの中で第6期の計画を定め、皆さんのニーズにかなうように進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（薄田 智君） 富樫委員。

○委員（富樫 誠君） もともと介護保険は自宅で介護をしていただくというような形でスタートしたと思うのでありますけれども、今の施設介護といいますか、それがお金かかる根源ではないのでありますけれども、在宅介護が多いということでお金がかかるというのはそのとおりでよろうと思うのですけれども、何せこの表にもありますけれども、保険給付の伸びが非常に多いと、監査のほうからも指摘がありますけれども、このまま多分そうは下らないかなと思うのでありますけれども、介護給付してあげなければならない方は当然でありますけれども、この進み方ほどのように見ておられますか。25年度決算して、4年前からもう7億円くらいが増えているというような数字も出ているのですけれども、これを見越して先どんなふうに見ておられますか。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） お答えいたします。

ただいまといましようか、現時点におけるまず高齢者数、これは胎内市の場合約9,100人ぐらいいらっしゃいます。その中で要介護、要支援、先ほども申し上げました1,700人を超える要介護、要支援の方々のパーセンテージが19%に近づいていると。これがではどういうふうに移移していくのかというと、恐らくはなかなか高齢化がますます進展していきますので、普通に推移するならば要介護認定者の方々の数は増え、給付費も増えという推移をたどっていかざるを得ないのだらうと。

これが我々にとって非常に大きな課題でございますので、しからばどういうふうに移移して給付費を抑え、安定的な介護保険を維持していくか、それは今介護保険の審議会等でも議論するたたき台として我々が一番主眼に考えているのが、とにかく介護予防を充実していかなければいけないであらうと。月並みかもしれませんが、一次予防と二次予防というふうになっていて、今特定高齢者、つまり認定はされていないけれども、今後要支援、要介護になるかもしれないリスクのある方という方が要支援、要介護認定以外で2,000人ほどいらっしゃいます。こういった数を

できるだけ減らしていかなければ、介護予防が十分満たされていくというふうにはなりませんので、これもいろんな場面場面、それから教室等も今も行っているのですけれども、とにかく充実を図って、要支援、要介護になる人ができるだけ少なくなるようにパーセンテージとして、高齢化は進むけれども、19%を超えないように、何とか19%ぐらいでとどまって20%に至らないようにそのために一にも二にも介護予防を充実強化していく、これに尽きようかなという我々なりの認識で現時点おります。

以上でございます。

○委員長（薄田 智君） 富樫委員。

○委員（富樫 誠君） これは医療費を削減することと介護の給付費を減らすということ、多分一体だと思えるのですけれども、その予算づけすればでは予防に来てくれる人が多いのかでも多分ないと思うので、その辺メニューは提供するのだけれども、そこへ足を運んでいただかないと、また出向いて指導しないといけないのかなと思うのですけれども、その辺医療のほうの例えばメタボであるとか、そういったところのことと寝たきりにならないような介護のほうの予防と、これは別ですか、一体ですか、やられる形としては。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） 非常に貴重なご指摘であって、実は今までどうだったかということ、介護予防という部門と、それから健康づくりという部門と2軸のような、二元的なといいたまうか、こういう形で進んできている嫌いは正直あったのだらうと、このように考えております。しかし、介護予防と健康づくりというのは非常に多く重なり合って、これからの方向づけとしてはまさに一元的に進めていくべきものであらうと。例えば一つ象徴的にございますのは、健康づくりのほうでは保健推進員であるとか健康づくりリーダーであるとか、しかしその一方で介護のほうでは介護予防リーダーというようなものがあって、これを一元的にしていかなければなかなかわかりづらかったり、委員の言われる出向いていって多くの方がより参加して、そして健康づくり、すなわち介護予防につながるという流れをつくり出すことが難しかろうというふうにも思っておりますので、そこら辺はよくよく連携する部分を連携して前へ進んでいきたいと考える次第でございます。

以上です。

○委員長（薄田 智君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑がないようなので、以上で認定第4号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第4号 平成25年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議がないので、これより採決します。

認定第4号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第5号 平成25年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

須貝健康福祉課長。

○健康福祉課長（須貝敏昭君） おはようございます。それでは、私のほうから平成25年度黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明をさせていただきます。375ページから401ページにわたりますものでございます。

初めに、平成25年度の歳入合計の収入済額は1億987万9,262円、歳出合計の支出済額は1億686万1,060円となりました。歳入歳出差し引き301万8,202円は、平成26年度へ繰り越しをいたすものでございます。

それでは、歳出のほうから説明を申し上げます。392ページお開きいただきたいと思います。第1款衛生費、1項保健衛生費、1目診療所費につきましては、職員の人件費、医薬材料費、その他診療所の維持管理運営に係る経常経費などが主なものとなっております。

続きまして、394ページでございます。2目歯科分室費につきましては、13節委託料で黒川及び胎内医科歯科の歯科診療業務委託料など歯科診療所の維持管理運営に係る経常経費でございます。

3目は、鍼灸マッサージ施術所の維持管理運営に係る経常経費でございます。

続きまして、396ページでございます。2款基金積立金につきましては、診療所事業基金積立金でございます。

戻りまして、歳入についてご説明を申し上げます。382ページをお願いいたします。第1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料につきましては、医科歯科診療収入、鍼灸マッサージ施術収入となっております。

2目は、医師住宅使用料でございます。

2項手数料、1目衛生手数料につきましては、診断書料及び介護保険主治医意見書等作成の手数料でございます。

次に、384ページでございます。第2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、

診療所事業基金利子でございます。

はぐりまして、386ページ、第3款繰入金につきましては、ございませんでした。

次に、388ページ、第4款繰越金でございます。前年度繰越金のものでございます。

最後、390ページでございます。第5款諸収入につきましては、預金利子及び診療協力費等となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第5号について質疑を行います。ご質疑願います。

森田委員。

○委員（森田幸衛君） 391ページの諸収入のやすらぎの家診療等協力料という、その協力料ということはどういうことなのか、また具体的な内容について教えていただきたいと思います。

○委員長（薄田 智君） 須貝健康福祉課長。

○健康福祉課長（須貝敏昭君） ただいまのご質問でございます。やすらぎの家診療等協力料ということでございますが、黒川診療所の医師がやすらぎの家の協力機関といたしまして、やすらぎの家の入所者の方の往診等を行うというものについての協力料というものでございます。また、産業医契約を交わしております、やすらぎの家の職員の方の対応もするという部分の協力費でございます。

○委員長（薄田 智君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 393ページ、黒川診療所雇人賃金ということで上がっておりますけれども、常任委員会でも若干触れさせていただきましたけれども、大変医師不足というのは深刻な問題になっておりますけれども、この雇人賃金についての関連についてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（薄田 智君） 須貝健康福祉課長。

○健康福祉課長（須貝敏昭君） ただいまのご質問につきましては、賃金ということでございますが、こちらのほうに上げております賃金というものにつきましては、看護師等職員の臨時職員等に関する賃金ということで上げておるものでございます。

○委員長（薄田 智君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） では、ちょっと項目が違うかもしれませんが、関連しての質問で、医師不足ということでなかなか見つからなくて今臨時の対応策をとっているわけですが、地元のそういったかかりつけの方は、本当に常駐している医師に、自分の健康状態を一番把握していただく常駐の医師を確保していただきたいというのが願いだと思いますけれども、そういった面で若干それらに関係する方にちょっとお話を聞いたときに、一番の医師不足の解消の問題は何かということ聞いたときに、やはり待遇だということもお聞きしました。その辺についてちょっとお聞かせください。

○委員長（薄田 智君） 須貝健康福祉課長。

○健康福祉課長（須貝敏昭君） ただいまのご質問でございますが、医師不足ということで大変苦慮しているところでございますが、今医師の募集に関しましていろいろと情報網をめぐらせアンテナを張り、可能性のあるところにつきましてはそこに向かっていきたいということで向かっているところでございますけれども、また医師の待遇ということにつきまして、最終的にそういう処遇面でのものとか金銭的なものというのが大きな決めるものになると思いますので、その辺につきましてはまずは可能性を探り、面会をさせていただき、またその辺で対応等も話を進めさせていただければと思っておりますので、できるだけ対応できるような形で進めていきたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（薄田 智君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑がないようなので、以上で認定第5号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第5号 平成25年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議ないので、これより採決いたします。

認定第5号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第6号 平成25年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

坂上上下水道課長。

○上下水道課長（坂上 仁君） ご苦労さまです。それでは、認定第6号 平成25年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

農業集落排水事業全体の平成25年度末の接続件数は2,238件で、公共ますの設置数3,260件に対する接続率は68.7%となっており、平成24年度末と比較して47件、2.1%の増となっております。地区ごとの接続率といたしましては、黒川処理場区で90.8%、鼓岡処理場区で71.1%、乙処理場区で54.6%、大長谷処理場区で46.9%となっております。また、年間有収水量は平成24年度と比較して2.7%の減で、72万3,269立方となりました。

それでは、決算書の事項別明細書に基づいて主なものを説明させていただきます。では、歳出から説明させていただきますので、決算書426ページをお開きください。426ページ、1款1項1目農業集落排水運営費において、2節は職員4名分の給与費であり、11節は施設運営に係る消耗品費、電気料金、施設の修繕費等であります。12節は、処理場やマンホールポンプを監視するための通信費や農業集落排水の汚泥を公共下水道の中条浄化センターで処理していただくための手数料が主なものであります。また、13節につきましては、施設の管理委託料や汚泥運搬委託料が主なものであります。また、15節の工事請負費につきましては、公共ます設置工事及び無線通報装置親局ほか更新工事が主なものであります。27節の公課費の消費税及び地方消費税につきましては、税務署から収入の取り扱いの指摘を受け、修正申告して納付したものであります。

次の428ページをお開きください。428ページの28節は一般会計繰出金であります。

次の430ページの2款基金積立金は、基金の利子をそれぞれの基金に積み立てたものであり、432ページの公債費は起債の元利償還金でありまして、平成25年度末の元金残高は59億5,878万9,432円となっております。

434ページの予備費については、執行がございませんでした。

続いて、歳出を賄います歳入であります。決算書の410ページをお開きください。410ページ、1款1項1目受益者負担金は、乙地区における分担金であり、1件当たり25万円を3年間で分割納付いただいているものであります。平成25年度中の納入額は90万8,100円となっております。

1款2項1目工事請負費は、建設工事完了後、家の新築等により新たに公共ますを取り出す必要が生じた場合、工事負担金として公共ます1個当たり25万円負担していただくものであり、2件、50万円と、残り1件が公衆便所の6万2,500円の納入となっております。

次に、412ページの2款1項1目農業集落排水使用料は、4地区における下水道の使用料であり、平成25年度の収納率は98.95%で、前年度とほぼ同じ率でございました。

次の414ページの3款1項1目農業集落排水事業費県補助金は、農業集落排水事業における起債の元利償還に充てるため、各年度の事業費の12%を総額して数年にわたり県が分割補助するものであります。

次に、416ページの4款1項1目利子及び配当金は、市債償還準備基金及び財政調整基金の利子でありますし、2項1目物品売払収入は中古メーターの売払収入であります。

次に、418ページの5款1項1目一般会計繰入金は、農業集落排水事業に対する普通交付税算入分などであり、2項1目は鹿ノ俣発電所の配当分でありますし、3項1目は財政調整基金からの繰入金であります。

次に、420ページは、前年度からの繰越金でありますし、次の422ページ、諸収入は3項にございます排水設備設置資金預託金収入が主なものであります。

次の424ページの市債は、資本費平準化債であります。

なお、決算額といたしましては、歳入総額が5億7,691万8,805円、歳出総額が5億5,665万1,616円であり、差し引き2,026万7,189円を平成26年度に繰り越しいたしました。

以上で認定第6号 平成25年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第6号について質疑を行います。ご質疑願ひます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） 質疑がないようなので、以上で認定第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第6号 平成25年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第6号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第7号 平成25年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

坂上上下水道課長。

○上下水道課長（坂上 仁君） それでは、認定第7号 平成25年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、簡易水道事業の概況から説明いたします。この事業は、黒川地区の約1,000軒に給水している第1簡易水道と鼓岡、大長谷地区の約700軒に給水している第2簡易水道を合計した会計であります。年間有収水量は、平成24年度と比較して9.8%の減で、61万5,662立方となりました。1件当たりの使用量を見ますと、1カ月当たり2.4立方減の29.8立方となりました。

それでは、決算書の事項別明細書に基づいて主なものを説明させていただきます。では、歳出からご説明いたしますので、決算書の458ページをお願いいたします。458ページ、1款1項1目簡易水道運営費は、職員3名分の人件費や事務費の一般的経費及び簡易水道施設の運営に係る経費で、11節需用費は消耗品費、電気料金、施設の修繕費等であり、次の12節役務費は配水施設を監視するための通信運搬費が主なものであります。また、13節は保安待機委託料、水質検査委託

料、メーター検針委託料、紫外線照射施設を設置するに当たり、漏水方法が変更になるための変更認可申請業務委託料が主なものであります。

15節工事請負費は、東牧、坪穴、栗木野新田、夏井等における配水管布設がえ工事や路面復旧費が主なものであります。

次の460ページ、27節は消費税及び地方消費税の納税額が主なものでありますし、28節繰出金は一般会計からの借入金の償還額を一般会計へ繰り出したものであります。

次の462ページは、簡易水道施設整備基金の利子を基金に積み立てたものでありますし、464ページの3款公債費は起債の元利償還金であります。なお、25年度末の元金残高は5億1,737万2,618円となっております。

466ページの予備費につきましては、執行がございませんでした。

続いて、歳出を賄います歳入をご説明いたしますので、決算書の444ページをお願いいたします。1款1項1目は、簡易水道使用料であり、25年度の水道料金の収納率は98.1%で、前年、24年度につきましては98.5%、若干ではありますが、同じ98%台の収納率となっております。また、時効による不納欠損額として5名の4万5,090円発生いたしました。2項の手数料につきましては、給水装置工事検査手数料等であります。

次の446ページの2款1項1目は、簡易水道施設整備基金利子でありますし、2項1目は中古メーターの売払収入であります。

次に、448ページの3款1項1目は、一般会計繰入金であります。2項1目は、鹿ノ俣発電所運営事業繰入金であり、3項1目は簡易水道施設整備基金からの繰入金であります。

次の450ページの4款1項1目は、平成24年度からの繰越金であります。

次の452ページの諸収入は、新たに簡易水道に加入する際にいただく加入金や農業集落排水使用料賦課徴収業務の受託料が主なものであります。

次の454ページは、東牧、坪穴、栗木野新田等の配水管の布設がえ工事に係る簡易水道事業債及び資本費平準化債であります。

次の456ページは、小水力発電事業性評価調査の国庫補助金であります。

なお、決算額といたしましては、歳入総額が2億573万43円、歳出総額が1億9,768万3,553円であり、差し引き804万6,490円を平成26年度に繰り越しいたしました。

以上で認定第7号 平成25年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第7号について質疑を行います。ご質疑願います。

天木委員。

○委員（天木義人君） 452ページの12節修繕費が1,996万5,000円ほど上がっていますが、修繕費の

内容を教えてください。

○委員長（薄田 智君） 坂上上下水道課長。

○上下水道課長（坂上 仁君） ただいまの修繕費の内容ということでございますけれども、一番大きいのが漏水の修繕であります。34件漏水の修繕がございまして、金額的には560万9,131円でございます。あと、バッテリーの修繕とかブレーカー修繕等細かいのはございますけれども、あとこの中にメーターの取替等もございまして、大きいのは漏水修繕でございます。

以上でございます。

○委員長（薄田 智君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 今の漏水修繕となっておりますけれども、前から漏水が数多くあると聞いておりますが、その推移をちょっと教えてください。

○委員長（薄田 智君） 坂上上下水道課長。

○上下水道課長（坂上 仁君） 漏水の最近といいますか、一番あったのが東牧団地のほうに、ここは旧中条町から黒川地区のほうに上水道を引いていたころの配管でございまして、その配管が古くなって漏水があったのが一番多うございます。それから、その後に先ほど申し上げました坪穴、栗木野、夏井、このあたりも漏水が年に数回、多いところでは七、八回ぐらいのところもございましたので、そういった配水管の布設がえが、ここ最近出ております。原因として考えられるのは、下のほうに管を布設した場合の岩盤がかたいというようなことと、あと雨で流されたのか、その下のほうの砂がなくて管のほうに当たったというふうなのが結構ございます。

以上でございます。

○委員長（薄田 智君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 昨年34件漏水があったと先ほどおっしゃいましたけれども、その取替の必要と、これから漏水の工事を年々やると思うのですけれども、およそ概算で年数と概算金額はどのぐらいかかるのですか。

○委員長（薄田 智君） 坂上上下水道課長。

○上下水道課長（坂上 仁君） 配水管の寿命といいますか、そういうのが40年、耐用年数40年と言われておりますけれども、その中で先ほど私が申し上げました配水管の布設してからの年数が20年から27年ぐらいの年数になっております。今後、財源の面も考慮しながら計画的にその辺の布設がえをやっていきたいとは思いますが、今のところ特に今後心配されるところは坂井、熱田坂、宮久、このあたりが旧簡易水道の管を使っているところが一部ございまして、そちらのほうは年に今のところ一、二回程度の漏水が、特に今出てきているのは坂井集落ですけれども、こちらのほうの布設がえも検討していきたいと思っておりますが、毎年経費的には通常の計画的にやるとして1,000万円程度かかるのではないかなと思っております。

以上です。

○委員長（薄田 智君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑がないようなので、以上で認定第7号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第7号 平成25年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議がないので、これより採決します。

認定第7号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきと決定いたしました。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

これより附帯決議として認定第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

お諮りします。ここでしばらく休憩したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議ないので、午後1時まで休憩とします。

午前11時50分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○委員長（薄田 智君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、認定第8号 平成25年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

久保田地域整備課長。

○地域整備課長（久保田雅勝君） それでは、認定第8号 平成25年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算書の470、471ページをごらんください。歳入では収入済額は4,311万3,420円であります。次に、472、473ページ、歳出では支出済額は4,305万8,333円であります。歳入歳出差引残額5万5,094円につきましては、平成26年度に繰り越すものであります。

では、初めに歳出でございますが、事項別明細書482ページ、第1款公共用地取得費、1項公共用地取得費、2目史跡公園整備用地取得費については、公有財産の購入費でございます。これは

下越土地開発公社からの用地買い戻しでございます。

次に、484ページ、2款予備費につきましては、執行はございませんでした。

次に、歳入でございますが、476ページ、第1款繰入金、1項一般会計繰入金、これは一般会計からの繰り入れでございます。

次に、478ページ、第2款1項繰越金については、前年度からの繰越金でございます。

次に、480ページ、第3款諸収入、1項預金利子、預金利子でございます。なお、本年9月末で下越土地開発公社からの用地買い戻しが全て完了し、登記も完了しておりまして、土地用途別で各課への移管は終わっております。これにより、平成26年度末で公共用地先行取得事業特別会計を閉じる予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（薄田 智君） ただいま説明のありました認定第8号について質疑を行います。ご質問願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質問ないようなので、以上で認定第8号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第8号 平成25年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第8号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第9号 平成25年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

丹後商工観光課長。

○商工観光課長（丹後勝次君） それでは、認定第9号 平成25年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

決算書488ページをお開き願います。平成25年度は歳入合計が収入済額で1億9,688万6,281円、490ページ、歳出合計が支出済額で1億9,404万4,650円となり、歳入歳出差引残高284万1,631円は平成26年度に繰り越すものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。決算書504ページをお開き願います。1款商工費、1項1目観光総務費では、11節需用費で観光パンフレットなどの印刷製本費、12節役務費の広告手数料、27節公課費で消費税及び地方消費税などが主なものでございます。

2目旅行あっせん費では、旅行あっせん業務におけるJRの運賃、航空運賃、宿泊施設使用料及びバス借上料などの旅行手配に必要な経費でございます。

次に、2項胎内アウレッツ館費、1目胎内アウレッツ館運営費につきましては、胎内アウレッツ館及びレクホールの維持管理に係る経費でございます。

506ページ、3項樽ヶ橋遊園費、1目樽ヶ橋遊園運営費につきましては、施設維持管理運営に係る経費でありまして、平成25年度の来客者数は前年度より7,400人多い3万1,840人でございました。

次に、508ページ、4項胎内リゾート施設費、1目胎内リゾート施設運営費につきましては、株式会社胎内リゾートに指定管理をお願いしておりますロイヤル胎内パークホテルなどの施設の維持管理運営に係る経費でございます。11節需用費の修繕費、15節工事請負費で指定管理をお願いしております胎内スキー場の設備改修工事などが主なものでございます。

510ページ、2目公債費につきましては、人工造雪機、圧雪車の長期償還元金及び利子でございます。

次に、歳入でございますが、494ページをお願いいたします。1款事業収入につきましては、1項胎内アウレッツ館事業収入では1目食堂収入から4目施設使用料まででございます。

2項樽ヶ橋遊園事業収入につきましては、1目売店収入から3目観光施設使用料まででございます。

次に、496ページ、2款使用料及び手数料、1項1目行政財産目的外使用料は、観光施設敷地内にあります東北電力、NTTの電柱や自動販売機の敷地使用料でございます。

498ページ、第3款繰入金は、一般会計からの繰入金及び2項1目鹿ノ俣発電所運営事業繰入金でございます。

500ページ、第4款は前年度の繰越金でございます。

502ページ、第5款諸収入、2項1目雑入は、旅行あっせん収入、風倉発電光熱水費負担金、胎内リゾート施設光熱水費負担金などが主なものでございます。

以上で認定第9号 平成25年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算につきまして説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第9号について質疑を行います。ご質疑願います。

佐藤武志委員。

○委員（佐藤武志君） ページ494、アウレッツ事業に対して、このアウレッツ事業の利用者の内訳

はどのようなものになっていますか、教えていただきたいと思います。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） アウレツ館の利用ということでございますが、宿泊者数で6,158名、日帰り利用ということで1,301名の利用をいただいております、前年に比べまして1,000名ほど余計に本年度は利用をいただいたということでございます。一番利用の中で多いのが、25年につきましては合宿、スポーツ大会等のご利用でございました。

以上でございます。

○委員長（薄田 智君） 佐藤武志委員。

○委員（佐藤武志君） 宿泊と日帰りの人数はわかりましたけれども、胎内市市民が利用する人数、あと市外から利用される方の人数ってわかるのですか。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） 市内の利用者につきましては、527名、9%ぐらいでございます。また、県内では2,270名、37%、県外が3,361名ということで54.6%という形でございます。

○委員長（薄田 智君） 佐藤武志委員。

○委員（佐藤武志君） これは宿泊ですか。それとも日帰りも入っての、これ足すと6,000ぐらいですけれども、これは宿泊だけなのですか。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） 今の割り振りににつきましては、宿泊のみのものでございます。

○委員長（薄田 智君） 佐藤武志委員。

○委員（佐藤武志君） この宿泊される方なのですけれども、どのような方々が利用されるという、この施設を利用する目的というものが何かあるかと思いますが。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） 宿泊の主なものとしましては、スポーツ合宿等が主でございます。1週間、10日間等アウレツ館を利用いただきまして、一番多いのは野球等の合宿に来られるということでございます。

○委員長（薄田 智君） 佐藤陽志委員。

○委員（佐藤陽志君） 509ページ、胎内リゾート施設運営費の件なのですが、胎内スキー場開設50周年イベント負担金400万円の……

○委員長（薄田 智君） マイク入れてください。

○委員（佐藤陽志君） 済みません。この400万円のイベントに対する入り込み数ですとか効果、その辺を教えてください。お願いします。

○委員長（薄田 智君） 丹後商工観光課長。

○商工観光課長（丹後勝次君） こちらのスキー場開設50周年イベント負担金でございますが、こ

こちらにつきましては昨年度スキー場の開設50周年目を迎えるということで、昨年10月30日に50周年実行委員会を立ち上げまして、そこでいろいろイベント等を計画を練りまして、主なものを申し上げますと、12月1日オープニング式典、ロイヤルで開催いたしまして、こちらは当時スキー場開設にご苦労なされた方々の表彰式とか等々で75名ほど出席いたしております。それとあと、これは50周年とは直接関係ないのですが、12月16日にスキー場の安全祈願祭、それから22日にオープニングセレモニー、それから1月25、26日は50周年イベントの一つとしてスノーモービルの選手権大会の開幕戦ということで、これ約1,000人の来場でありました。それから、2月の2日、スノーシューカップ大会、11日はタイムレース大会、2月の16日下越のスキー技術選手権、それから3月1日にスキーカーニバル2,700人、それから三浦雄一郎先生の講演会ということで380人というような内容でございます。

○委員長（薄田 智君） 佐藤陽志委員。

○委員（佐藤陽志君） スキー人口が減る中で、さまざまあちらこちらスキー場のイベントですか趣向を凝らした催しをやっていると思います。胎内スキー場でも、私も少しかかわらせてもらっているのもあるのですが、いろいろやっていると思うのですが、スキー場で話聞くのはスノーボード人口が増える中で胎内スキー場は割と上級者向けのコースが多いので、何か新しいコースとかスノーボー等の人向けのコースというか、山を削るというわけにはいかないのでしょうか、そういった新しい……このイベント自体もスキー客を呼び込もうというものだと思うのですが、そういったことに関して何か今後のお考えはありますか。

○委員長（薄田 智君） 丹後商工観光課長。

○商工観光課長（丹後勝次君） 佐藤委員ご承知のように、スキー場につきましては営林署のほうから国有林を借用しております。そんな関係で、スキー場のコースを新たに工事とかするとなると営林署の許可とかがかなり必要になってきますし、今現在新しいコースとかというのは特に考えてはございません。ただ、おっしゃられるようにスノーボーとかもかなり増えてきておりますし、それにも増してスノーシューのほうもなかなか冬場の運動不足を解消するというようなことで最近人気が出てきておりましたので、スキー場とその周辺のコース等をあわせてスノーシューの普及といいますか、大会とか、そういったものはことしもあわせて今後もやっていきたいと考えております。

○委員長（薄田 智君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 504ページの旅行あっせん費ですが、昨年も委員会で言ったのですが、決算幾ら、予算あげておいて、消化が430万円、5割に至っておりません。その経過と旅行あっせんどこでしょうか、どのような方面でしょうか。

○委員長（薄田 智君） 丹後商工観光課長。

○商工観光課長（丹後勝次君） 旅行あっせんではありますが、ご指摘のとおりかなりの不用額を出

しております。ちょっと当初予算計上時の見込みの甘かったということをおわびしたいと思えます。

それで、旅行の実績であります、こちらどこそ方面というよりも主に議員の皆様方の視察とか、あと職員の出張とかのJR、航空機、あと住み協の方々が県外の視察研修に行くとかというバス借上料等々でありまして、特別関西方面とか関東方面とかというような区別と申しますか、そういうようなものではありませんので、よろしくお願ひします。

○委員長（薄田 智君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 私聞いたところによると、利用者が職員が多いのではないかなというような話聞いておりますので、その辺職員が多いと職員に対して贈与に当たるのではないかなと思ひますので、その辺はしっかり運営してもらいたいのと、学校でも遠征とか今優勝とかして県外に出るところがあるので、その辺の便宜を図ってもらうためにも旅行を安くあつせんするとか、やはりスムーズなことをやってもらえないでしょうか。

○委員長（薄田 智君） 丹後商工観光課長。

○商工観光課長（丹後勝次君） 今ほどの職員のJRとか航空機のチケットの手配につきましては、手数料は手数料としてちゃんといただいておりますので、特に法に触れるようなことはやっていないと思ひます。

それと、今おっしゃられる学校等のPRであります、なかなか旅行業とはいひましても民間の旅行会社ほど力がないといひますか、そんなようなところで、学校とかは修学旅行、それからスポーツ大会とかへ行くというものについては大手といひますか、ほかの旅行会社さんのほうにお願ひしてといひますか、使用しているというのが実態でございます。

○委員長（薄田 智君） 天木委員。

○委員（天木義人君） せつかく旅行あつせん設けているので、その辺やはりメリットあるから設けていると思ひるので、やはりメリットがなかったら縮小するとか、今後のことを計画考へていったほうがいいと思ひますので、お願ひいたします。

○委員長（薄田 智君） 丹後商工観光課長。

○商工観光課長（丹後勝次君） おっしゃられるとおりであります、以前からも廃止といひますか、やめたほうがいいというようなご意見もござひますし、またせつかくの旅行業ですので、続けたほうがいいというようなご意見もござひます。ただ、この旅行業のほうはそれこそうちのほうで企画して募集するツアーですね、その辺が旅行取り扱ひ者の免許がないとできないということなので、実績的には収入はあるというようなあれではないのですけれども、ただ着地型観光とかツアーとかというのを目指していく中で、やはりどうしても旅行取り扱ひ業といひるのはなけれはできない部分がありますので、もう少し続けさせていただきたいと考へておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（薄田 智君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 511ページに公債費がありますが、長期償還4,028万6,000円、ここは何に償還しているのかと、あとどのぐらい残っているのかと、トータルどのぐらいになるのか、あと費用対効果をお示してください。

○委員長（薄田 智君） 丹後商工観光課長。

○商工観光課長（丹後勝次君） 長期償還金でございますが、こちらにつきましては圧雪車が年間で228万6,000円、平成18年から平成28年までの10年の返済であります。それから、人工造雪機、これが年間3,800万円で平成16年から本年度、平成26年で一応償還は終わります。あとは、費用対効果と言われたのですけれども、なかなか費用対効果と言われましても、スキー場はご承知のように圧雪車でコース整備等々しないと、スキー場そのものの営業ができないというような部分でありますので、費用対効果と言われるとその辺のところであると考えております。

○委員長（薄田 智君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑ないようなので、以上で認定第9号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第9号 平成25年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第9号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第10号 平成25年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） それでは、認定第10号 平成25年度胎内市地域産業振興事業特別会計の決算についてご説明をさせていただきます。

516ページをお開き願います。歳入の合計で5億7,796万3,101円が収入合計でございますが、めぐりまして518ページで歳出合計でございますが、5億7,483万9,293円でございます。歳入歳出差引残高であります312万3,808円につきましては、平成26年度へ繰り越すというものでございま

す。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明をさせていただきます。最初に、歳出から説明をさせていただきます。536ページをお願いいたします。第1款農林水産業費、1項農業費、1目地域産業総務費では、申告により消費税を納入したというものでございます。

また、2目農畜産物加工施設運営費では、ハム、ウインナーの加工製造の運営及び維持管理に要する経費であり、13節委託料で加工製造に関する委託料、16節原材料費で黒豚等の購入費が主なものとなっております。

下段の3目乳製品加工センター運営費では、ジャージー牛乳、ヨーグルト、アイスクリーム及びチーズの製造の運営及びその維持管理に関する経費のほか、11節需用費で畜産団地において飼育しているジャージー牛の飼料、光熱水費が主なものであり、13節委託料では製造工程全般を民間に委託した経費が主なものとなっております。

538ページ、4目地域活性化センター運営費では、センターに係る納品、請求管理及び配送業務を行っております活性化センターの運営及び維持管理、イベント等参加に要する経費であります。

次に、5目米粉製造施設運営費では、新潟製粉株式会社への米粉製造委託料と繰入金は近江新地内に建設した米粉倉庫の返済分でございます。

同じく、6目農産加工施設運営費は、540ページになりますが、13節委託料で胎内高原ハウス株式会社への委託料でございます。

7目ワイン製造施設運営事業費では、ワイナリーの運営及び維持管理に係る経費で、市職員と醸造委託している勝沼醸造及び新潟フルーツパーク職員と醸造に当たったものでございます。

次に、544ページ、3款1項公債費で、施設の長期債の償還元金及び利子の支払いでございます。

続きまして、歳入でございます。522ページをお願いいたします。1款事業収入、1項1目の農畜産物加工事業収入ではハム、ウインナーの売り上げ収入、2項1目乳製品加工事業収入では牛乳、ヨーグルト、アイスクリーム、チーズ等の売り上げ収入、3項1目地域活性化センター事業収入では活性化センターで取り扱ったお酒、ビール等の販売及びイベント収入であります。4項1目米粉製造事業収入は、新潟製粉株式会社からの米粉販売収入であり、5項1目農産物加工事業収入では胎内高原ハウス株式会社からのミネラルウォーター、麦茶、薬草茶等の販売収入であります。また、6項1目ワイン製造施設運営事業収入では、ワイン販売の収入でございます。

めぐりまして、526ページでございますが、2款使用料及び手数料、1項使用料では電柱、電話柱の敷地使用料であります。

528ページ、3款財産収入、1項1目財産貸付収入では、みそ、漬物加工施設の貸付料でございます。

530ページの4款繰入金、1項1目一般会計繰入金では運営費補填分、また2項特別会計繰入金では鹿ノ俣発電所の配当分の繰り入れでございます。

532ページ、5款1項1目繰越金では、前年度からの繰越金でございます。

次に、534ページの6款1項1目雑入では、自動販売機手数料が主なものとなっております。

以上で認定第10号 平成25年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第10号について質疑を行います。ご質疑願います。

森田委員。

○委員（森田幸衛君） ワイン製造収入なのですが、2,074万3,000何がしとありますが……

〔「何ページでしたっけ」と呼ぶ者あり〕

○委員（森田幸衛君） 済みません。525でも22でもいいのですけれども、これは本数に置きかえると何本になるか、もしわかったら教えてください。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） 25年度で販売した本数でございますが、2万285本という形になってございます。

○委員長（薄田 智君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） では、製造したものをそっくり販売できた数字がここに載るのでしょうか。それとも、製造したものは製造したものでそっくり収入になるのか、そこらあたりの会計の……ちょっと教えていただきたいのですが。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） 製造したものをそっくり売ればというか、売れることは多分ないと思うのですけれども、前年度からの繰り越しも当然ございますし、当該年度で製造したもので次年度へ繰り越すものも当然ございますので、当該年度で製造したものの本数からいきますと、2万2,000本ほど製造してございますので、その辺どうしても合わないというか、当該年度で全部100%売れるということは無理ということでご理解をいただければと思います。

○委員長（薄田 智君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 平成25年度は金賞ワインということで非常に活況がありまして、この数字になった記憶がありますが、それまではなかなか販売が思うように振るわなくて、在庫が少しずつ積み上がっていたというふうに聞いていますが、現在の在庫本数というのはどのようになっているのでしょうか。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） 現在のということでございますので、8月末ということであれしますと、3万4,000本が在庫としてございます。

○委員長（薄田 智君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 522ページ、523ページ、農畜産物加工事業収入、それから乳製品加工事業収入というふうに記載して、乳製品であれば当初予算より500万円程度少なくなっておりますけれども、委託をしてからの推移を少し教えていただきたいのですが、よろしくをお願いします。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） 少なくなったもの、減額したものの経緯ということでございますが、最初見込んだよりも売れなかった部分はございますが、移行期において若干やはり落ちているということは否めない事実かというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（薄田 智君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） ハム、ソーセージにしても乳製品にしても、非常に誇れるいい商品があるかと思っておりますけれども、その辺のPRとかはどのようにされていますでしょうか。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） 25年度でのものということになりますと、継続したまま私どものほうも肉製品であれば当然自分たちのものということでPRをさせてもらってきております。肉製品でいこうというのが26年度でございますので、その辺につきましても抜かりのない形で、また市の製品と同じような形で各種イベント等で販売、またPRを努めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（薄田 智君） 佐藤武志委員。

○委員（佐藤武志君） 今の関連なのですけれども、やはりこういう事業を長年やってきて売り上げも伸びない面もあるわけです。その中で、新しいものの開発というのは日夜励んでいられるのでしょうか。やはりヨーグルトでもフルーツ味のヨーグルト、例えばですよ、そういうものとか、特産のブドウを入れたものとか、そういう何か新しいものを考えているのですか。今までのままでいくのですか、教えていただきたいと思えます。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） 今までの取り組み等でいいますと、アイスクリームのところにブルーベリーを入れてブルーベリーアイスというようなことで、若干試験的に出させてもらったことはございますが、それをある程度継続的というか、数量的にずっと持つていくには数少ないアイスクリームのものにまぜていくというのは非常に難しいというか、コスト面から見ても合わないというようなことで、そのものがないだろうということでアイスクリームのほうは原状、もとに戻った形でございます。また、肉製品等につきましては当時においては25年度は特別工夫はしてございませんけれども、本年においては今度黒豚以外のものでも民間事業者が請け負って、そちらで自分のところのものをこれから開発していきたいというような話は伺ってございます。

○委員長（薄田 智君） 佐藤武志委員。

○委員（佐藤武志君）　そういうふうにならされているわけなのですが、やはり消費者側としてもいろいろニーズに応えるためにも、味覚、個人個人の、あると思うのですけれども、そのためにもやはり多少なり種類をふやして、ハムにしてもソーセージにしてもちょっとしょっぱいと言う人もいますし、いろんな味の味覚を持っている人がいるものですから、でも数がある程度は、やはり少ない数かもしれませんが、ある程度の種類を増やしていったほうが売り上げにつながっていくのではないのでしょうか。そこのところ今後も努力していただきたいと思います。

○委員長（薄田　智君）　阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君）　肉製品等につきましては、今ほどのお話のとおり今後検討というか、努力のほうということでさせていただきたいと思います。ただ、ワインのほうにつきましては、今後炭酸を入れたものもちょっと考えていきたいということで今検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（薄田　智君）　八幡委員。

○委員（八幡元弘君）　今の乳製品の関係でヨーグルト、きのう、きょうと私たちの昼食に出ていると思うのですけれども、実際に外に売れている数と私たちが消費している数、年間相当議員とか市役所でも消費していると思うのですけれども、実際に外に売れている数と、そういう割合とかはわかるものでしょうか。

○委員長（薄田　智君）　阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君）　統計的に今そういうふうにはとってございませんので、申しわけございませんが、販売しているほうの感覚的には六四というような形ぐらいかなと、半々よりも少しやはり地元のほうが多いかなという感覚かと思えます。

○委員長（薄田　智君）　八幡委員。

○委員（八幡元弘君）　地元というのはどういう……胎内市で売れていると。地元というのは市役所内ということですか。

○委員長（薄田　智君）　阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君）　ロイヤル胎内パークホテル、それからアウレッツ館等での販売、または利用が一番多いかとは思いますが、市内という考えで六という形です。

○委員長（薄田　智君）　渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君）　ハムとかこういう関係の加工業者と例えば農水の関係とか、ああいうところとうまくコンセンサス図れているのだろうか、何かいろいろ聞こえてくるとうまくその辺がかみ合っていないような話も出てきたり、例えばある人がロイヤルにお返しの感じでそういう贈答的な感じでパンフレットはないかと言ったら、うちは置いていませんというふうなことを言われていたということで、どこに行けばいいのだというふうな話があるのですよ、実際問題。だか

ら、例えば市の特産でやっている事業の中で本当に加工……今どこで加工しているかというのはみんなわかるのだろうか。私も最近ようやくわかったような気がして、その辺のところはきちんと疎通を図れているのか。何かうまくいっていないような気がするのだけれども、うまくいっているのですか。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） まず、パンフレット等が適所がないというご指摘につきましては、そういうことのないような形で置かせていただき、またPRに努めていきたいというふうに思っております。

また、市の推奨品、また特産品というような形で力を入れてやっていきたいというようなことでやっておりますが、議員ご指摘のとおりずっと民間業者への移管ということでお話を進めてきたわけでございますけれども、なかなか詳細なところでのずれ等が7月、8月間際になりまして結構出てまいりました。キワキワではありましたが、ご承諾をいただきながらということでございますが、現時点でも定期的に、また臨時的にお話し合いをさせていただき、スムーズな形で民間業者のほうにいくよということで、まだ続けている状況でございます。全てあれするにはもう少し恐らくやはり時間がかかるのかなということで、信頼関係については取り戻してきたというふうには考えております。

以上でございます。

〔「どこでやっているんですか」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（阿彦和男君） 製造販売は、有限会社ハナノ産業さんでやっていただいております。

○委員長（薄田 智君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） そうなのだね。ハナノ産業さんで実際今加工してやっているわけでしょう。その辺が例えばきのうのときだったか、胎内黒豚が今度新潟産とかなったとか、その辺もはっきりいつからそうなったなんていうのもわからないのだね、正直言って。新潟になったり胎内になったり、どこで誰が責任を持って、パンフレットしかり、パンフレットがなくて特産品だからホテルに行けば、アウレット行けば、アウレット行ったらあいていないでしょう、正直言って、置いてあるなんて言ったって。今そんな状況なのだ。だから、本当に実際問題特産品といえどもどこで買えばいいかわからないようなのは特産品なんて言わないよな、普通。だから、その辺のところをもっとやはり真剣に考えていかないと、せっかく特産品として何とかやりたいという気持ち市民の皆さんは持っているのだから、その辺のところをうまく工夫するなり、業者とどういふような販売方法がいいのかというのを含めてやはりやったほうがいいと思います。正直言って私はどこでやっているかわからなくて、俺のうちでやっているのだよなんて、そんな話、申しわけないような話も聞こえてきますので、その辺もひとつよろしくお願いします、市長さん。

○委員長（薄田 智君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） 今3課長の説明いたしました、大変立派な回答でありますけれども、3課長の縦割りではなくてやはり横の連絡をとりながら、あつせん事業もそうでありますけれども、これは全部総合的な観光協会も含めましてそういうふうな形のパンフレット、これが必要かと思うのであります、十分これから早急に詰めまして、PRできるような体制をつくっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（薄田 智君） 佐藤武志委員。

○委員（佐藤武志君） 今までの関連なのですけれども、私も前にお話ししたことはあるのですが、お中元とかお歳暮の時期になりますと、スーパーさんとかデパートさんとかにも飾られているわけ。そういうとき、何といったか、模倣品……

〔「サンプル」と呼ぶ者あり〕

○委員（佐藤武志君） サンプルというものはつくらないのですか。今パンフレットも必要ですけれども、私も以前……今はちょっと行ってないのですけれども、以前行ったときはほかのサンプルはあるのですけれども、胎内市のはただこんなちっちゃなプレートに写真が載っているようなものばかりで、常に大きさとか、そういう実感が湧かないのですよね。そういうのはあれから全く進展はしていなかったのですか。これからもつくる予定はそういうものはあるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） サンプル、またPRの方法等につきましては、今ほど市長からお話ありましたとおり十分検討して、また製造業者とも連携をとりながら考えていきたいというふうに思っておりますが、よろしく願いいたします。

○委員長（薄田 智君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑ないようなので、以上で認定第10号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第10号 平成25年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第10号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第11号 平成25年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

小野黒川支所長。

○黒川支所長（小野晋平君） 皆様、ご苦労さまです。続きまして、認定第11号 平成25年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出の決算についてご説明を申し上げます。

562, 563ページをお願いいたします。初めに、歳出からご説明いたします。第1款農林水産業費、1項1目鹿ノ俣発電所費の主なものにつきましては、2節給料から4節共済費までは担当職員2名分の給与等であります。13節委託料は、保安規程に基づく発電設備の点検業務委託料であります。25節積立金では、後年度の大規模改修等に備えて基金への積み立てを行ったものであります。28節繰出金では、本事業の目的であります農業関連施設の電気料軽減のため、電気料金の75.66%相当分を繰り出したものであります。また、一般会計への繰出金の中には砂防ダムから発電所までの間の管水路の維持管理費及び公債費分について、利用割合に応じ74.62%を負担したものを含んでおります。

次に、これを賄いました歳入の主なものは、戻りまして560、561ページの第3款諸収入、2項1目雑入の鹿ノ俣発電所売電収入であります。売電収入につきましては、歳入全体の99%を占めており、固定価格買い取り制度の認定を受けたことに伴い、平成24年12月分から売電単価が上がったことにより、前年度と比較して3.25倍の増となっております。

以上で鹿ノ俣発電所運営事業特別会計の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第11号について質疑を行います。ご質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑ないようなので、以上で認定第11号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第11号 平成25年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第11号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第11号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

以上で本日の委員会の日程は全て終了いたしました。

次の委員会は、あした29日午前10時より認定第12号から認定第14号までの質疑及び採決並びに委員会として付すべき意見の聴取を行います。

本日はこれをもちまして散会いたします。

ありがとうございました。

午後 1時53分 散 会